

韓国におけるデザイン登録出願図面の作成要領



崔達龍国際特許法律事務所

弁理士・崔 達龍

崔達龍国際特許法律事務所は1999年に創立された。日本企業の出願等を専門に扱っているため、ホームページ(www.choipat.com)には韓国知財関連法令の和訳を掲載している。崔達龍氏は所長弁理士であり、専門は半導体・電子・通信・機械分野である。

1. 背景と概要

デザイン登録出願において、図面作成は必須である。

デザイン制度ができて以来、長い間、デザイン出願の図面は正投影図法による六面図（正面図、背面図、右側面図、左側面図、平面図、底面図）と斜視図とされてきたが、2010年1月1日のデザイン保護法施行規則の改正施行により、正投影図法による図面と自律化図法による図面が並行して認められるようになり、また、2014年7月1日のデザイン保護法施行規則の改正施行により自律化図面のみとなった。

図面は、基本図面、付加図面、参考図面で作成されてきたが、2019年10月1日の同施行規則の改正施行により、付加図面を含んだ基本図面と参考図面になった。

出願後の図面補正におけるファイル形式は、出願時に提出したファイル形式と同一のファイル形式のみを許容されていたが、2020年9月1日の同施行規則の改正施行により他のファイル形式でも提出可能となった。

本稿では、デザイン保護法施行規則[別紙第4号書式]（以下、「施行規則4号書式」と呼ぶ）の記載をもとに、韓国デザイン登録出願における図面作成要領の一般的な事項とデザイン別の注意すべき点について解説する。

2. 図面作成の一般的事項

(1) デザインの図面は、登録を受けようとするデザインの創作内容と全体的な形態を明確かつ十分に表現することができるように一つ以上の図面を図示し、各図

面についての説明を〔デザインの説明〕欄に記載する（施行規則4号書式 2.図面の作成方法 ㉔.一般的なデザインの図面 1）を参照）。

例えば、デザインが立体の場合、〔図面 1.1〕デザインの全体的な形態、〔図面 1.2〕前面、〔図面 1.3〕後面、〔図面 1.4〕左側面、〔図面 1.5〕右側面、〔図面 1.6〕上面（平面）、〔図面 1.7〕底面、〔図面 1.8〕A から A'までの切断面と表現する。

また、デザインが平面の場合、〔図面 1.1〕表面、〔図面 1.2〕裏面と表現する。

(2)用紙は A4 用紙を縦にして使用し、白地とする。

ただし、図面を 3 次元モデリングファイル形式で提出するときは地色を無彩色にすることができる（施行規則4号書式 1.一般的な注意事項 ㉔.を参照）。

(3)電子文書を利用する場合、図面内容のイメージファイル形式は解像度が 300dpi から 400dpi までの白黒の TIFF (Tagged Image File Format) ファイルでなければならない。望ましくは 300dpi を奨励している。

カラーイメージが必要な場合は、解像度 300dpi から 400dpi までの JPEG (Joint Photographic Experts Group) ファイルが許容される（施行規則4号書式 4.電子文書利用時の注意事項 ㉔.を参照）。

(4)図面に代えて写真を提出する場合、写真の規格は最大：横 10 cm×縦 15 cm以下で、最小：横 7 cm×縦 10 cm以上の大きさでなくてはならない（施行規則4号書式 3.参考事項 ㉔.を参照）。

(5)図面内に、中心線、基線、水平線等を表示するための細線、または内容説明のための指示線、符号または文字を記入することはできない。

ただし、陰影をつける場合、模様と混同しない範囲で細線、点または濃淡等を限定的に使用できる（施行規則4号書式 1.一般的な注意事項 ㉔.を参照）。

(6)断面を表示する場合、切断された部分にハッチング（連続した細線）を使用しなければならない（施行規則4号書式 1.一般的な注意事項 라.を参照）。

(7)物品の一部分の図示を省略せざるを得ない場合には、省略した部分を二線の平行な一点鎖線で切断したように表示するか、これと相応する方法で表示することができる（施行規則4号書式 2.図面の作成方法 나.一般的なデザインの図面 3)を参照）。

(8)形状が連続、または模様が反復的に連続する図面は、その連続または反復的に連続する状態がわかるように図示し、【デザインの説明】欄にその趣旨等を記載する（施行規則4号書式 2.図面の作成方法 나.一般的なデザインの図面 4)を参照）。

3. デザイン別具体的な図面作成要領

(1)部分デザイン（施行規則4号書式 2.図面の作成方法 라.部分デザインの図面を参照）

●部分デザインを図面に図示する場合、デザイン登録を受けようとする部分は実線で表現するかこれと相応する方法で表現し、その他の部分は破線で表現するかこれと相応する方法で表現する。

●部分デザインを見本で出願する場合、デザイン登録を受けようとする部分以外の部分を黒等の無彩色で塗って、部分デザインとして登録を受けようとする部分を明確に特定する。

●部分デザインを写真で出願する場合、デザイン登録を受けようとする部分以外の部分を黒等の無彩色で塗り、部分デザインとして登録を受けようとする部分を明確に特定した後にこれを撮影した写真を出願する。ただし、全体デザインが黒等の無彩色のみで構成されており、無彩色で塗って部分デザインとして登録を受けようとする部分を明確に特定しにくい場合には有彩色を利用することができる。

●上記の図面・写真または見本において該当部分を特定している方法について説明が必要である場合には、【デザインの説明】欄に記載する。

(2)画像デザイン（施行規則4号書式 2.図面の作成方法 4.画像デザインの図面を参照）

●画像デザインが平面的な場合には、デザイン登録を受けようとする平面的な画像を示す図面を提出しなければならない。立体的な場合には、登録を受けようとする立体的な画像を示す図面を提出しなければならない。

●画像デザイン全体ではない部分に対してデザイン登録を受けようとする場合には、全体において登録を受けようとする部分の位置、サイズ、範囲などを明確に示さなければならない。

●変化する画像デザインの場合、変化の順序と形態が明らかでなければならず、形態の関連性及び変化の一定性がある具体的な一つのデザインの内容として導出され得なければならない。

(3)一組の物品（組物）のデザイン（施行規則4号書式 2.図面の作成方法 4.一組の物品デザインの図面を参照）

各構成物品ごとにそのデザインを十分に表現できる図面をそれぞれ順序どおり作成し、組合わされた状態のデザインを十分に表現することができる図面を作成する。また【デザインの説明】欄に下記の例のように記載する。

[例] [図面 A1.1] から [図面 A1.7] は茶碗で、[図面 B1.1] から [図面 B1.7] までは受皿であり、[図面 C1.1] から [図面 C1.7] までは一組の茶器セットである。

(4)動作デザインの図面（施行規則4号書式 2.図面の作成方法 4.特別なデザインの図面 2）を参照）

動くもの、開くもの等の形態が変化するデザインであって動きまたは開きによってデザインが変化する場合には、動きを表現する一連の図面を図示するか、変化前と変化後の状態の図面をそれぞれ図示する。

また、【デザイン説明欄】に変化前の図面は A、変化後の図面は B と説明する方式でその区分基準を明示する。

(5)透明な物品のデザイン（施行規則 4 号書式 2.図面の作成方法 4.特別なデザインの図面 3）を参照）

物品の一部または全部が透明なデザインは、下記の要領に従って作成する。

●外側の周囲に色彩がなく模様がない場合、透明に見える部分は見えるとおりに表示する。

●外側の周囲の外側・内側面またはその厚み面のいずれかの部分に模様または色彩が表示されている場合には、裏面または底の模様または色彩を示さず、外に現れる模様または色彩のみを示す。

●外側の周囲の外側・内側面またはその厚み面や外側に囲まれた内部のいずれかに、2 つ以上の形状・模様または色彩が表現されている場合には、それぞれその形状・模様または色彩を各面に表示する。

■ソース

・デザイン保護法

<http://www.choipat.com/menu31.php?id=23&category=0&keyword=>

・デザイン保護法施行令

<http://www.choipat.com/menu31.php?id=24&category=0&keyword=>

・デザイン保護法施行規則「別紙第 4 号書式」

<https://www.law.go.kr/LSW//flDownload.do?gubun=&flSeq=109001547&flNm=%5B%EB%B3%84%EC%A7%80+%EC%A0%9C4%ED%98%B8+%EC%84%9C%EC%8B%9D%5D+%EB%94%94%EC%9E%90%EC%9D%B8+%EB%8F%84%EB%A9%B4>

・デザイン審査基準

韓国語 : <https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD020>

[0157](#)

日本語 : https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/design2

[021.pdf](#)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)